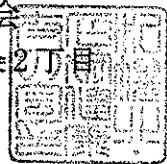


北海道後期高齢者医療広域連合議会議長様

平成19年11月8日

提出者 札幌北・石狩健康友の会
住 所 札幌市北区新琴似10条2丁目
代表者 西口 利恵子
電 話 011-762-9085



後期高齢者医療広域連合の「広域計画」についての陳情書

08年4月からの後期高齢者医療制度の実施に向けて準備が進められているようですが、私たちの地域のお年寄りの方々でこの新しい制度の始まる事を知っている人は、ほんのわずかです。説明すると「そんな制度を、いつ誰が決めたの？」とほとんどの方が憤ります。そして「75歳まで生きてきて、なぜこんな仕打ちを受けなければならないのか」と、得心できない思いを訴えます。

介護保険料に続いて、年金から保険料が天引きされることへの不安が大きく広がっています。目減りする年金に毎年増え続ける負担、これでは誰もが安心して老後を送ることなどできません。保険料を思い切って引き下げ、健康で安心できる安全な医療制度にしてほしい——これがみんなの願いです。

つきましては、以下の事項について陳情いたしますので、よろしくお取り計らいくださいますようお願ひいたします。

1、陳情事項

- 1) 「老人保健法」と同様に、75歳以上の高齢者に資格証明書を発行しない旨を「広域計画」に明記し、市町村の担当窓口でのいねいな相談・対応を求める。
- 2) 3の「医療費の適正化」の項は、政府の「医療費の抑制・削減」化政策をそのまま推進するものになっていますので、貴連合の「主体的な運営」とは矛盾してきますから、削除するのが至当です。
- 3) 運営懇話会に替って運営協議会を設置する場合、この制度の当事者や家族住民、医療従事者などから構成員の3分の1の委員を公募することが望まれますので、このことを「広域計画」に明記してください。
- 4) 「医療の事務」について「制度の趣旨普及を図るため……市町村は連携して」これを「実施する」となっていますが、いまだに連合からの説明会はもたれていませんので、早々に14支庁ごとに、できるなら連合議員のいる近隣の市町村で誠意をもって開催することを望みます。
- 5) 公聴会を設置することを「広域計画」に明記し、高齢者やその家族、住民、

医療に従事している職員と連合の職員・議員と共に並び語らい、意見を交換し合って、共同で高齢者の医療制度の在り方を考えていく制度を築いていくください。

2、陳情理由

- 1) 「老人保健法」では75歳以上の高齢者に資格証明書を発行いしてはならないことになっていますが、新制度になるとそれがどのような理由からか説明もないままにその発行をおこなうことにしているのは、条理に反しています。しかも月収15,000円以下の方たちに限ってその対象者が出てくるのですから、配慮が足りません。高齢者が安心して安全な医療が受けられるよう、生活困窮者には資格証明書を発行しないことを明記してください。
- 2) 「医療費の適正化」はその抑制・削減を眼目としている政府の政策をそのまま推進する構図になっていますから、「主体的な運営」を謳い、「高齢者が安心して…適切な医療が受けられる」ことを標榜する貴連合の基本的立場とは相容れない逆立ちした提起になってしまいます。したがって、この項はすべて削除してください。
- 3) 新制度の運営にとって当事者や家族、住民、医療に従事する職員などから意見を聞くことは、不可欠の営みです。そして、高齢者とその家族、住民と医療に従事する職員および連合の職員・議員の三者が共同してこの制度が高齢者にとって安心で必要な医療の機能をもつ仕組みとなるよう、知恵を集めていくことが必要です。そのためにも運営協議会の委員の公募制は制度の民主的な運営に不可欠であり、その構成員の3分の1を公募の委員にするが必要だからです。
- 4) 貴連合は今に至るまで、連合主催の新制度についての説明会を開催していません。当事者や住民、医療に従事する職員の多くはこのあたらしく始まる医療制度について知っていますが、知っていても疑問を抱いたまま不安な日々を過ごしています。貴連合は直接の説明会や広報などによる周知の責任をもっているのですから、早々にその機会を用意し、この制度が周知されるよう措置することが待たれます。連合の議員もまたその責任を担っているのですから、職責を全うしてください。
- 5) 公聴会は、この制度の当事者や家族・住民、医療に従事する職員の意思を反映する機会として不可欠な仕組みです。また、貴連合が新制度を運営するにあたって広くその意見を聞くことも、その営みからいって必要な作業であることは言うまでもありません。したがって、この公聴会の開催をその必要に応じて道内各地で用意していくことを、「広域計画」に明記することが望されます。

